

第2部 豊かな環境の保全及び創造に 関して講じた施策

府域の環境状況は、依然として自動車による大気汚染や騒音をはじめ、生活排水による河川の水質汚濁や廃棄物問題、ダイオキシン類等有害化学物質問題の克服が課題となっており、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題への対応も求められている。

また、府民のニーズが「ゆとり」や「ふれあい」のあるより質の高い生活を求める精神的豊かさへと変化していることから、自然と人間との豊かなふれあいの場をひろげ、将来にわたって府民が自然の恵みを受けられるよう施策を推進するとともに、緑豊かな生活環境の実現や地域の個性を活かした都市景観の創造、さらには文化や伝統も視野に入れた、より質の高い環境を保持し、創造していかなければならない状況にある。

これらに対応するため、大阪府は、行政、事業者、府民のそれぞれの責務と、府の施策の基本となる事項を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年大阪府条例第5号、以下、「環境基本条例」という。）を制定するとともに、平成8年3月に、長期的な目標、施策の大綱及びその推進のための事項を定めた「大阪府環境総合計画」を策定し、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指す施策を総合的、計画的に展開しているところである。

平成11年度に豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策のとりまとめにあたっては、大阪府環境総合計画の進捗状況として把握している施策体系に基づき整理した。

平成11年度は、これまで取り組んできた施策を引き続き実施するとともに、今日的な環境問題に対応するため下記のような視点によりそれぞれの施策を展開した。

I 有害化学物質対策についての包括的な取組

有害化学物質の中でも、ダイオキシン類による環境汚染が大きな社会問題となっており、大阪府では、平成10年4月に「大阪府ダイオキシン対策会議」を設置し、発生源対策や環境調査等の施策を講じてきたところであるが、平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年1月に施行されたことから、発生源に対する一層の規制・指導強化とともに、大気、水質、土壌環境中におけるダイオキシン類の常時監視の充実及びダイオキシン類等有害化学物質の検査分析体制の整備を行った。また、自動車から排出されるベンゼン等の有害大気汚染物質については、その排出・汚染実態の把握に努め、国等と連携しながら低減対策の検討を行った。

有害化学物質については、法等により物質を定め排出規制を行ってきたところであるが、外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）をはじめ、多種多様で種々の発生源から大気、水、土壌等の環境媒体を経由するなど、その挙動メカニズムが複雑であり、かつ、極めて低濃度でも影響を及ぼすことが懸念されている。このため、規制対象外の物質についても「大阪府化学物質適正管理指針」（平成7年5月

施行)に基づき、事業者による有害化学物質の適正管理を推進するとともに、平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)」の本格施行(平成14年4月)に向けた準備作業に着手するなど、包括的な有害化学物質対策に取り組んでいるところである。

II 地球温暖化対策に向けた取組

地球温暖化問題は、府民の一人ひとりの理解と実践が極めて重要であり、エネルギーと環境に配慮したライフスタイルの実践を促す観点から、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」のパンフレットを事業者や府民に配付するなど普及に努めた。

また、大阪府が、事業者、消費者の立場から、あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目指して策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画(府庁エコアクションプラン)」に基づき、省エネルギーやリサイクル等の取組を一層推進し、平成11年2月、本庁舎の事務活動を対象にして、認証を取得した環境管理の国際規格(I S O14001)に基づき、電気使用量の削減や事務用品のグリーン購入などの取り組みを行った。

あわせて、平成12年3月に府域における地球温暖化対策をさらに推進させるため、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を改定するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律を受け、大阪府自らの事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を図るために「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定した。また、新エネルギーの導入等のまちづくりを含めたエネルギー利用のあり方を示す中長期的なエネルギービジョンである「エコエネルギー都市・大阪計画」を策定した。

III 循環型社会の構築に向けた取組

良好な環境を保全し、真に豊かな社会を創造するためには、従来の資源浪費型のライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する循環型の社会経済システムへ転換を図っていくことが重要である。

このため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下、「容器包装リサイクル法」という。)の完全施行を踏まえ、各市町村の分別収集計画を集約し、広域的な観点から容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成11年7月に「第2期大阪府分別収集促進計画」を策定した。

また、住民・事業者・行政等で構成される大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議において、各主体の実践行動メニューにリサイクル関連法の理念を取り入れ、府域の新たな減量化目標を設定することを主な内容として、「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の改定に着手した。(平成12年6月に新たな減量化目標を設定した。)

平成11年3月に策定した「大阪府ごみ処理広域化計画」に基づいて、減量化・リサイクルの推進及び施設整備を内容とする府内6ブロックの計画の取りまとめに向けて、市町村とともにブロック会議を運営した。また、廃棄物処理法の改正において、地方公共団体が廃棄物処理施設の設置や運営に関与する範囲の拡大が検討されているのを踏まえ、今後の廃棄物対策として、府域の処理実態を踏まえた公共関与の処理

システムについて検討した。

建設系廃棄物の適正処理、リサイクルによる減量等の推進については、「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」や元請業者の処理責任を定めた指針に基づいて指導した。

増加傾向にある野焼き、不法投棄などの不適正処理対策としては、「大阪府産業廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、未然防止、早期是正を指導した。また、平成11年11月に「不適正処理防止推進強化月間」を新たに設定するとともに、平成12年3月には監視パトロールを集中的に実施した。

IV 自然との共生に向けた取組

大阪の自然は、大阪湾と淀川、大和川水系をはじめ多くの河川が流れる大阪平野及びこれを取り囲む北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系からなっている。

これらの自然は、生態系の維持、大気や水の環境調節機能、水源のかん養、治山・治水といった国土保全機能に加え、農林水産業の生産基盤の提供、安らぎや潤いといった人の心や健康に有益な効果など、多様な公益的機能を有しており、府民生活に重要な役割を果たしている。

しかしながら、人の活動による自然資源の利用は、自然の持つ回復能力を超え、われわれの生活に必要な不可欠なこれらの機能の確保が困難となってきている。

私たちは、大地、空気、水などの自然の恵みを享受し、その生命を育み、歴史を刻んできた。これらの恵みは、生態系をはじめ自然が有する種々のシステムが良好に維持されることによって、受けることができるものである。

そのため、自然環境の保全や創造を進め、自然の一員としての責務を果たすことにより、自然との共生を図り、現在及び将来の府民がその豊かな自然の恵みを引き続き受けられるようにすることを基本方向とし、平成11年3月に策定した「大阪府広域緑地計画」及びこれを指針として市町村が策定する「緑の基本計画」に基づく取り組みを進めている。

その実現化方策の一つとして、平成11年10月に大阪で開催された「全国育樹祭」を契機に、府内各地で森林ボランティアによる“森づくり活動”を展開するとともに、府民、NPO、森林組合、行政機関、さらには企業も加わった、多様な人々の継続的な森づくりへの参加をより一層推進するため、平成11年度より(財)大阪みどりのトラスト協会をコーディネーターとする「里山トラスト」(里山保全活動)の推進を支援した。

また、自然との共生を図るためには、自然環境を構成する重要な要素である野生動植物種、特に希少な野生動植物種に関する情報を的確に把握し、それらを適切に保全していく必要から、平成12年3月に「大阪府レッドデータブック」を作成したところである。

＜ 施 策 体 系 図 ＞



